

工 事 設 計 書

設 計 書 作 成	設計者	審査	係 長	課 長
令和8年 6月				

※数量は参考とする

工 事 名	甲府市浄化センター汚泥焼却施設ケーキ搬送コンベア長寿命化工事		
工事場所	甲府市大津町1645番地(甲府市浄化センター)	工事期間	令和10年1月31日まで
設計金額	—	工 種	機械器具設置

工事理由	本件は、甲府市公共下水道 下水道ストック	工事概要	No.1ケーキ搬送コンベア(φ 312mm L=16.672m)
	マネジメント計画に基づき、汚泥焼却施設ケーキ		スパイラル、駆動装置、ライナー交換 一式
	搬送コンベアの長寿命化工事を行うものである。		No.2ケーキ搬送コンベア(φ 312mm L=26.648m)
			スパイラル、駆動装置(PULL側)、ライナー交換 一式
			No.3ケーキ搬送コンベア(φ 312mm L=19.335m)
			スパイラル、駆動装置、ライナー交換 一式

本 工 事 内 訳 書							
記号	種 別	細 別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	甲府市浄化センター汚泥焼却施設ケーキ搬送コンベア 長 寿 命 化 工 事						
I	機 器 費		1	式			第1号明細書
II	直 接 工 事 費						
	輸 送 費		1	式			第2号明細書
	労 務 費	一 般 労 務 費	1	〃			第3号明細書
		機 械 設 備 据 付 労 務 費	1	〃			第4号明細書
	直 接 経 費	機 械 経 費	1	〃			率計上
		積 上 げ	1	〃			第5号明細書
	仮 設 費		1	〃			率計上
	計						
III	間 接 工 事 費						
	共 通 仮 設 費		1	式			率計上
	準 備 費		1	〃			第6号明細書

本 工 事 内 訳 書

記号	種 別	細 別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	現 場 管 理 費		1	〃			率計上
	据 付 間 接 費		1	〃			率計上
	計						
	工 事 原 価	I + II + III					
IV	一 般 管 理 費 等		1	式			率計上
	計						
V	スクラップ売却費		1	式			第7号明細書
	工 事 価 格	I + II + III + IV + V					
VI	消 費 税 等 相 当 額		1	式			10%
	合 計	I + II + III + IV + V + VI					

第1号明細書				機器費			
記号	名 称	寸 法 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	【No.1ケーキ搬送コンベヤ】						
	スパイラル		1	式			
	駆動装置	グラントパッキン含む	1	式			
	ライナー		1	式			
	小々計						
	【No.2ケーキ搬送コンベヤ】						
	スパイラル	PULL側、PUSH側共	1	式			
	駆動装置	グラントパッキン含む	1	式			
	ライナー		1	式			
	小々計						

第1号明細書				機器費			
記号	名 称	寸 法 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	【No.3ケーキ搬送コンベヤ】						
	スパイラル		1	式			
	駆動装置	グラントパッキン含む	1	式			
	ライナー		1	式			
	小々計						
	小計						

第2号明細書				輸送費			
記号	名 称	寸 法 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	機器輸送費		1	式			
	小計						

第3号明細書

一般労務費

記号	名 称	寸 法 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	電工			人			
	普通作業員			〃			
	小計						

第4号明細書

機械設備据付労務費

記号	名 称	寸 法 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	機械設備据付工			人			
	小計						

第5号明細書

直接経費(積上げ)

記号	名 称	寸 法 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	ラフテレーンクレーン	25t、オペレータ付	1	式			
	小計						

第6号明細書				準備費(積上げ)			
記号	名 称	寸 法 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	産業廃棄物処分費	廃プラスチック	0.33	m ³			
	収集運搬費		1	式			
	小計						

第7号明細書

スクラップ売却費

記号	名 称	寸 法 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
	スクラップ処分費	スパイラル	2.11	t			
	スクラップ処分費	駆動装置	1.20	〃			
	収集運搬費		1	式			
	小計						

甲府市浄化センター汚泥焼却施設
ケーキ搬送コンベア長寿命化工事

特 記 仕 様 書

甲府市上下水道局

1 総則

発注者及び受注者は、契約書記載の請負工事に関し、契約書に定めるもののほか、この仕様書に基づき別添設計書に従いこれを施工しなければならない。

2 目的

本仕様書は、甲府市浄化センターに設置されている汚泥焼却施設 No. 1、No. 2、No. 3 ケーキ搬送コンベアの長寿命化工事を円滑に実施するための内容を定めるものである。なお、受注者は工事施工にあたり、当施設の特異性を十分理解し、その円滑な運転業務に支障なきよう留意しなければならない。

3 施工期間

施工期間は、本工事着工日から**令和10年1月31日**までとする。

但し、現場施工期間については、別途着手予定の「No. 2 汚泥焼却施設定期点検整備業務委託」の現場施工期間（約40日間）に実施するものとする。

4 法令等の遵守

本工事の施工に当たり、受注者は関係法規及び、条例、規程等関係諸法令規を遵守しなければならない。

5 疑義の解釈

- (1) 本特記仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議の上、施工するものとする。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議の上定めるものとする。

6 官公庁等への手続き

本工事において監督官庁その他への手続きを必要とする場合は、受注者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続きの一切を代行するものとする。なお、これらに要する費用はすべて受注者の負担とする。

7 工事対象機器

工事対象機器については次のとおりとする。

No. 1 ケーキ搬送コンベア（スパイラルコンベア）型式 S F 3 6 0 1 台

機器仕様

搬送量：4 t/h

搬送距離：16.672 m

設置角度：16°

スパイラル径：φ 315 mm

電動機出力：3.7 kW（総合出力）

電源：400 V×50 Hz×3φ

No. 2 ケーキ搬送コンベア（スパイラルコンベア）型式 S F 3 6 0 1 台

機器仕様

搬送量：4 t/h

搬送距離：26.648 m

（PUSH側：8.000 m＋PULL側：18.494 m）

設置角度：14°

スパイラル径：φ 315 mm

電動機出力：PUSH側：2.2 kW（総合出力）

PULL側：3.7 kW（総合出力）

電源：400 V×50 Hz×3φ

No. 3 ケーキ搬送コンベア（スパイラルコンベア）型式 S F 3 6 0 1 台

機器仕様

搬送量：4 t/h

搬送距離：19.335 m

設置角度：水平

スパイラル径：φ 315 mm

電動機出力：3.7 kW（総合出力）

電源：400 V×50 Hz×3φ

8 品質の確保

工事に使用する器具及び材料は全て品質良好なものを使用すること。

9 施工について

- (1) 本特記仕様書及び設計図書に明記されていないものでも、本工事の目的及び工事施工並びに維持管理上当然必要なものは監督員と協議のうえ、受注者の負担で施工しなければならない。
- (2) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。
- (3) 受注者は、工事の施工にあたって常に細心の注意を払い、労働安全衛生法を遵守し公衆及び作業員の安全を図らなければならない。
- (4) 工事の際は、運転中の脱水機を停止させることのないよう、あらかじめ保安に必要な措置を講じること。
- (5) 施工においては、事前に施工計画書、材料承諾図、施工図、工程表等を監督員に提出し、その承諾を得てから施工するものとする。
- (6) 現場における材料および機器の保安責任は、受注者にあるものとする。
- (7) 築造物については十分注意すること、万一破損した場合は受注者の負担で原状復帰すること。
- (8) 本工事において 10 日以内にコリンズ登録を行うこと。
- (9) 工事完成図書を請負者の負担で作成し、速やかに監督員に提出すること。

10 現場代理人及び主任技術者

- (1) 受注者は、現場代理人及び工事現場における施工上の技術管理をつかさどる主任技術者を選任し、速やかに定められた書面により発注者に提出しなければならない。ただし、現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。
- (2) 受注者又は現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。
- (3) 現場代理人、主任技術者、使用人、労務者又は下請負人のうち、工事施工又は管理につき著しく不相当と認められる者がある場合、受注者に対し、発注者は事由を示しその交替を求めることができる。

11 委任又は下請負

受注者は、工事の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者に提出しなければならない。

1 2 費用の負担

材料および工事の検査並びに施工に伴う調査、試験諸手続き等に必要な費用は、受注者の負担とする。

1 3 契約の変更

本工事は、原則的に変更は行わないものとする。

1 4 賠償の義務

受注者は、工事施工の際、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者の指示する方法で速やかにその責を負わなければならない。ただし、天災その他通常受注者のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

1 5 検 査

(1) 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに書面により通知し発注者の検査を受けなければならない。

- 1) 工事が完成した場合（完成検査）
- 2) 工事の施工中でなければ、その検査が不可能な場合、又は著しく困難な場合（随時検査）
- 3) 部分払いを必要とする場合（出来高検査）
- 4) 工事の手直しが完了した場合（手直し検査）
- 5) その他必要がある場合（工場検査等）

(2) 検査は、甲府市上下水道局工事検査規程によるものとする。

1 6 事前調査

受注者は、工事着手に先立ち現地の状況、関連工事、その他についての綿密な調査を行い、十分な状況把握の上、工事を施工しなければならない。

1 7 工事着手

受注者は、速やかに監督員と工事について打合せを行い、本特記仕様書及び設計図書類に基づき、施工計画書並びに承諾図書類を作成し発注者の承諾を得ること。なお、この承諾を得た後でなければ工事に着手してはならない。また、打合せ事項については、その都度、工事打合簿を監督員に提出する。なお、本工事に使用する機器類について受注者固有の設計による製品で本特記仕様書及び設計図書類と異なる場合は、事前に理由を申し出て、発注者の承諾を得なければならない。

1 8 工事対象物の管理義務

工事が完成し、引き渡し完了までの工事対象物の保管責任者は受注者とする。

1 9 工事終了後の処理

工事が終了したとき、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

2 0 保証期間

本工事の保証期間は、規程の定めとする。なお、保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による故障等が発生した場合は、受注者の責任において、発注者が指定する期間内に修理、改造又は新品と交換を行うものとする。また、工事完成前に工事対象設備の操作・維持管理等について十分な説明、指導等を行うものとする。詳細については別途協議する。

2 1 提出図書類

本工事において受注者は次の書類を提出すること。

(1) 承諾図書類 2部

本工事における機器製作等については、速やかに主任技術者等担当技術員を発注者に派遣し、本特記仕様書及び設計図書類に基づき、設計、製作、施工等に関し詳細な打合せを行い、その結果をまとめて承諾願いとして提出し、発注者の承諾を得るものとする。

承諾図書類は次のとおりとする。

- 1) 機器図
- 2) 機器配置、据付図
- 3) 工事施工計画書
- 4) 工事施工図
- 5) その他監督員が指示する図書類

(2) 完成図書 1部

(3) 電子成果品 1部（完成図書及び工事写真のCD-RまたはDVD-Rそれぞれ1部）

- 1) 必ずウイルスチェックを行うこと。（ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新のデータに更新したものを利用すること）また、以下の情報を明記すること。

- ① 工事名称
 - ② 工事場所
 - ③ 契約番号
 - ④ 発注者担当部署名称
 - ⑤ 受注者名称
 - ⑥ 作成年月
 - ⑦ 何枚目／総枚数
 - ⑧ ウイルスチェックに関する情報
 - ⑨ C D－RまたはD V D－Rフォーマット形式
 - ⑩ 直接署名又は捺印（電子媒体の内容の原本性を証明するため）
- 2) 工事写真データは、P D F形式、エクセル等で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認が出来るものとする。
 - 3) 工事写真データは、工種種別、撮影項目ごとに分類し、工事の進捗に合わせて編集し、用意に確認できるファイル名・フォルダ名を付して整理すること。
 - 4) 工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物又は電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は発注者との協議による。
 - 5) 検査に使用する機器の準備及び操作は、受注者が行うことを原則とする。
 - 6) やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、発注者との協議により従来の印刷物による納品も可とする。
 - 7) ここに定め無きことは、協議により決定する。
 - 8) 図面はP D F形式及びJ W W形式で提出すること。ただしJ W W形式で提出できない場合は、D X F形式で提出すること。

2 2 準拠規格等

- (1) 建築基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 日本産業規格(JIS)
- (4) 下水道法
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) その他関連法令、条令及び規格

2 3 関連事業者との協力等

受注者は工事施工に当たって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図ると共に工事限界部分については相互に協力し、全体として支障のない設備とする。なお、関連事業者との取り合い部分について、その都度、監督員と十分な協議を行うものとする。

2 4 下請施工体系図の作成及び提出

「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負人を用いる場合には、金額・工種の如何に係らず、末端の下請負人まで反映させた「下請施行体系図」を作成し、遺漏・誤謬がないよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請施行体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出は工事打合簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日工事打合簿を提出するものとする。

2 5 建築副産物の処理

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 建設リサイクル法）による規模について、対象建設工事に該当しないが、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施については、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずること。

(2) 再生資源利用〔促進〕計画書及び再生資源利用〔促進〕実施書を提出すること。

2 6 週休 2 日制の適用

(1) 本工事は、週休 2 日制適用工事として、月単位の週休 2 日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休 2 日（土日）に取り組むことができる。

(2) 週休 2 日制の取組については、施工計画書により提出すること。取り扱いについては、令和 8 年 5 月 1 5 日から適用する「週休 2 日制適用工事実施要綱」による。

2 7 熱中症対策に資する現場管理費補正に関する特記仕様書

- (1) この工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行できる工事とする。
- (2) 受注者は、契約後速やかに工事打合せ簿により、補正の施行の希望を記載し、監督員へ提出すること。
- (3) 試行にあたっては、「甲府市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要綱」に基づき実施するものとする。

2 8 その他

- (1) 甲府市浄化センターは常時運転している下水処理場であるため、施工工程については運転業務等に支障がないようにするものとし、現場運転受託会社職員及び発注者監督員と十分打合せを行い施工を行うものとする。
- (2) 安全対策や現場養生を十分に行うものとする。
- (3) 施工中または試験中等に故意または重大な過失により損傷を与えた場合、すべて請負者の負担において原形に復するものとし、また、これに伴う損失分も補填するものとする。
- (4) その他工事中に問題が生じた場合は、すみやかに監督員と協議しその指示に従うものとする。
- (5) 気象予報または、各種警報等に関して常に警戒・注意を払い、災害等により当施設が損害を受ける恐れが予想される場合は、速やかに発注者の監督員に連絡するとともに、請負者の緊急時体制を整え発注者監督員の指示を仰ぎ冷静かつ適切に対応するものとする。

2 9 協議事項

本仕様書に定めるもののほか、必要事項は発注者・請負者の協議の上、決定するものとする。